

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 令和6年12月9日・東京都条例第164号

第1 概要

1 改正理由

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和6年環境省令第29号）の施行による排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成18年環境省令第33号）の改正に伴い、東京都における公共用水域に排出する汚水の規制基準に係る暫定基準の適用期限を延長する必要がある。

2 改正内容

汚水の亜鉛含有量に係る暫定基準の適用期限

・令和6年12月10日まで → 令和11年12月10日まで

第2 施行日

令和6年12月11日

第3 問合せ先

環境局自然環境部水環境課河川規制担当

直通 03-5388-3494